

指定地域密着型サービス事業者の指定について

- 1 事業主体
 - ・法人名称 社会福祉法人育福会
 - ・法人所在地 兵庫県西宮市一里山町14番1号
- 2 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
- 3 事業所の名称 グループホーム コティホーム茨木
- 4 事業所の所在地 茨木市鮎川一丁目12番7号
東園域
- 5 事業開始年月日 令和7年8月1日
- 6 利用者数 利用定員 18人（9人×2ユニット）
- 7 構造及び面積 木造兼鉄骨造 2階建
 - ・居室面積 7.45㎡×18室（部屋によって一部違いあり）
（基準上必要な面積1室あたり 7.43㎡以上）
 - ・居間及び食堂の合計面積 42.02㎡（21.01㎡×2ユニット）
（基準上必要な面積 機能を十分に発揮しうる適当な広さ）
- 8 従業者
 - 管理者 1人（常勤1人）
 - 計画作成担当者 2人（常勤2人）
 - 介護従業者 18人（常勤12人、非常勤6人）
- 9 事業運営規程 別紙のとおり
- 10 食費 食費 48000円/日
- 11 居住費等 家賃 66000円/月 管理費 28000円/月
- 12 事業者の経歴 平成26年12月に法人を設立。現在大阪市と西宮市で事業を実施している。本市では、令和7年8月1日から認知症対応型共同生活介護と地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を共に設立予定。
- 13 その他 AEDは建物内に1台設置予定。併設の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所と共有のものとする。

参考 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護設備基準

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護設備基準

- ・居室：1の居室の定員は、1人とする

※入所者1人当たり床面積は7.43㎡以上

- ・居間及び食堂

指定地域密着型サービスの指定について
(認知症対応型共同生活介護事業者の指定申請)

名称		グループホーム コティホーム茨木	
		認知症対応型共同生活介護人員・設備・運営基準	可否
事業内容		・ 要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。	○
人員基準	事代表業者	・ 特養、老人デイサービス、老健、介護医療院、認知症対応型共同生活介護等の従業者又は訪問介護員等として、認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、かつ厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの	○
	管理者	・ 適切な認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特養、老人デイサービス、老健、介護医療院、認知症対応型共同生活介護等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者であって、かつ厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの	○
	従業者	・ 計画作成担当者：事業所に1人以上配置し、厚生労働省が定める研修を修了している者で、少なくとも1人は介護支援専門員とし、介護支援専門員でない計画作成担当者は特養の生活相談員等で認知症高齢者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者とする。	○
		・ 介護従業者：夜間及び深夜の時間帯以外は共同生活住居ごとに、常勤換算方法で利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上 ※夜間及び深夜の時間帯はユニット毎に1以上の夜勤(宿直不可) ※認知症の介護等について知識、経験があるもの	○
設備基準	共通基準	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 ※訪問系サービス以外の全てのサービスが対象	○
	個別基準	・ 1事業当たりの共同生活住居は1以上3以下	○
		・ 共同生活住居の定員は5人以上9人以下	○
		・ 居室、居間、食堂、台所、浴室等、日常生活を営む上で必要な設備を設けること。(サービス提供に支障がない場合は、併設する指定介護予防地域密着型サービス事業所との設備の共用を認めるものとする。)	○
		・ 居室床面積は7.43㎡以上	○
		・ 原則個室	○
		・ 立地場所は住宅地又は家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあること。	○

注：○は申請内容が指定基準を満たしていることを示す。

グループホーム コティホーム茨木 指定認知症対応型共同生活介護
〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 育福会が設置するグループホーム コティホーム茨木（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切にサービスを提供する。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の地域密着型サービス事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 前6項のほか、「茨木市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年12月10日茨木市条例第46号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム コティホーム茨木
- (2) 所在地 茨木市鮎川1丁目12-7

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤1名)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

- (2) 計画作成担当者 2名(常勤2名、非常勤0名)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

- (3) 介護従業者 18名(常勤12名、非常勤6名)

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

(指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、18名とする。

内訳	1ユニット	9名
	2ユニット	9名

(指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容)

第7条 事業所で行う指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(利用料等)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)によるものとする。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第128号)によるものとする。

- 3 入居に際し敷金150,000円を徴収する。
- 4 家賃については、月額66,000円を徴収する。
- 5 食事の提供に要する費用については、月額48,000円を徴収する。
- 6 管理費については、月額28,000円を徴収する。
- 7 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
- 8 月の途中における入退居について日割り計算とする。
- 9 前各項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 10 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 11 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(入退居に当たっての留意事項)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の対象者は要介護者であって認知症の状態にある者で、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第 12 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

(苦情処理)

第 13 条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(運営推進会議)

第 14 条 事業所が行う指定認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員及び指定認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成するものとする。
- 3 運営推進会議の開催はおおむね 2 月に 1 回以上とする。
- 4 運営推進会議は指定認知症対応型共同生活介護の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

- 第16条 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護従業者その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（個人情報の保護）

- 第17条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（その他運営に関する留意事項）

- 第18条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間は保存するものとする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 育福会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年8月1日から施行する。

日常生活圏域



